



# 社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

## トピックス！ 算定基礎届・労働保険年度更新手続きをお忘れなく！

**労働保険年度更新・社会保険算定基礎届 提出時期となりました！**  
令和元年度のスケジュールは以下のとおりです。

### 【労働保険年度更新手続き（申告・納付）】

- ◆申告期間：6月3日（月）～7月10日（水）
- ◆申告先：都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口
- ◆申告内容：

#### ①令和元年度 確定保険料の申告・納付

平成30年4月1日～平成31年3月31日の賃金総額に労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて確定保険料を算出します。その確定保険料と、昨年納付した平成29年度の概算保険料を比べて、概算保険料が多ければその差額を次年度に充当します。確定保険料のほうが多ければ、その差額を追加納付します。

#### ②令和元年度 概算保険料の申告・納付

平成31年4月1日～令和2年3月31日の賃金総額の見込み額に労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて保険料を算出し納付します。

### 【社会保険算定基礎届の提出】

- ◆申告期限：7月10日（水）
- ◆申告先：事務センターまたは管轄年金事務所
- ◆申告内容：7月1日現在の社会保険の全ての被保険者について、令和元年4・5・6月の3か月の報酬額やその平均額を記入し、総括表とともに提出します。

**安心して働きたい!**

申告と納付はお早めに  
**労働保険の年度更新**  
・労災保険・雇用保険  
**6/3**月▶**7/10**

◆年度更新申請書は5月末までに送付する必要があります。◆口座振替による納付が便利です。◆電子申告は申請書を送付せず、いっしょに申請が可能です。※詳細はお問い合わせください。

厚生労働省 労働基準局 労働保険課 労働保険課ホームページ | 年度更新 労災保険 雇用保険 | 厚生労働省 労働基準局 労働保険課 労働保険課ホームページ | www.mhlw.go.jp

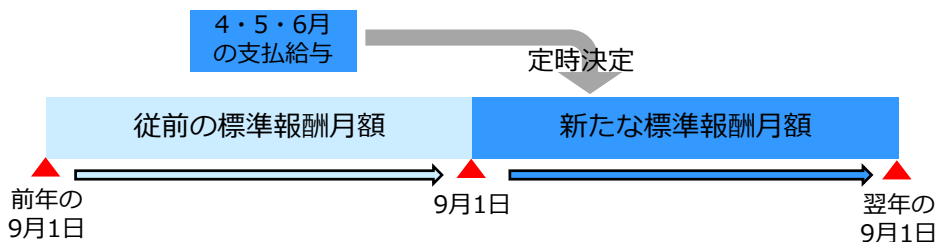
算定基礎届

### ■労働保険年度更新とは

年度更新の対象となる労働保険料とは「労災保険料」と「雇用保険料」を合わせたものです。この労働保険料は継続事業の場合、毎年、その年度の保険料を概算で払います。年度終了後（原則として6/1～7/10）に、今度は確定保険料として申告し、概算保険料との差額を精算します。この作業を毎年繰り返して行う必要があります。この手続きを「労働保険の年度更新」といいます。

### ■算定基礎届とは

社会保険の制度では、原則として、1年に1度、全ての被保険者を対象にして、その年の4・5・6月の支払い給与を基礎に、1年間の標準報酬月額を決定します。新しい標準報酬月額は、その年の9月分社会保険料から適用され、原則として、1年間その標準報酬月額が継続適用されます。この届け出による標準報酬月額の決定は、1年に1度、定期的に行われる為、定時決定と言われます。





## マンスリーピックアップ

### 副業を考える

～政府が本格的に検討開始～

5月23日の日経新聞で、「副業推進へ政策総動員」と記事が大きく掲載されました。

- モデル就業規則の普及
- 労災保険の給付について、複数就業先の賃金分を合算して計算
- 副業している人の総労働時間を把握できる仕組みを検討
- 副業希望者と地方の中小企業をマッチング

厚労省のモデル就業規則では、副業に関して以下のように規定しています。

#### (副業・兼業)

第〇条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。

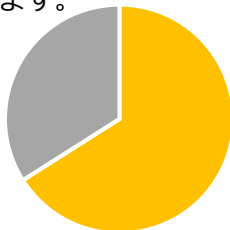
3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競争により、企業の利益を害する場合

副業を認める会社でも、第3項「労務提供上の支障がある場合」や「企業秘密が漏洩する場合」により、副業を認めなかったり、そもそも経団連加盟企業の8割が副業を認めていません。今後、厚労省のモデル就業規則で第3項の禁止項目が削除されることになれば、禁止割合が下がることが予想されます。

厚労省の資料によると、副業がある人の本業の所得について、3分の2は、299万円以下です。

副業を始めた理由は、生計の維持、貯蓄や自由なお金の確保



のためが大部分を占めています。副業や複業をすることで、その経験が本業に生かされるのであれば、決してマイナスなことばかりではありません。

ここで副業を導入している会社を紹介したいと思います。

①ロート製菓の「社外チャレンジワーク」  
副業に対する唯一のルールは「1年に1度、自分がやっている副業について全社員の前で発表すること」。

②ソフトウェア開発のサイボウズ  
副業の申請すら社員に求めず、原則許可しています。導入のメリットとして、採用力の強化（短時間でも手伝ってもらえる）、イノベーションの創造（社外の知識を取り込む）、生産性の向上（リフレッシュ効果）、マネジメント力の向上（働き方の多様化を促進できる）、個人の自立を促進（ぶら下がり社員を減らす）。つまりサイボウズがなくても生きていけるよう自立することを求めているということです。

③結婚情報誌『ゼクシィ』などを発行するリクルートマーケティングパートナーズ

イノベーションの芽を出すための副業。生産性を向上してできた時間で、新しいことに触れ、新しい価値創造につなげていきたいという想いがあります。社員は会社から2時間以内の場所であればどこでもリモートワークが可能となったことで、副業にかける時間が増えました。

小遣い稼ぎではなく、自分で商売をやるような副業であれば、経営者の視点が身につく、成長を実感できるのではないかと個人的には考えています。労働契約から外れた私生活は自由が原則です。副業は、本業と競争したり信用を傷つけたりするなど、合理的な理由がなければ、本質的には禁止できないものです。スキルアップや人脈を広げる、将来のキャリアプランを豊かにするといったメリットがあり、企業にプラスの効果をもたらすものでもあります。政府がメリットに目を向けつつあり、働き方の多様性はますます進んでいくでしょう。（野口）



5月に平成30（2018）年度の労働災害発生状況が公表されました。全国で発生した労災は、死亡者数は過去最少だったものの、休業期間が4日以上、死傷者数は3年連続で増加しています。なかでも60歳以上の労働者の割合が増加しており、全体の4分の1を占めています。そして、休業4日以上、死傷災害で最も多く、かつ増業種を問わず増加傾向にあるのが、「転倒」です。

地域限定社員やテレワーク、ダブルワークも含め、現在、多様な働き方が模索されていますが、「年齢にかかわらず働ける職場環境づくり」も、今後ますます大切になるのでしょうか。そろそろ梅雨入りです。濡れた床面での転倒等が起きないように、皆さまどうぞご注意ください。（上地）

